

平成 26 年 9 月議会
第 4 委員会説明資料

議案第 183 号	ページ
福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案	・・・ 1 ～ 7
議案第 202 号	
花火大会の警備業務中の事故による損害賠償額の決定について	・・・ 8 ～ 9

消 防 局

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

消防法施行令の一部改正に鑑み、屋外における大規模な催しの防火管理に関する事項を定めるとともに、防火対象物の利用者等の防火安全性の判断に資するため、消防法令に違反する防火対象物の公表について定める等の必要があるもの。

2 改正内容

(1) 指定催しの指定に関する規定の追加

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととするほか、指定した際に通知すること等、手続に関する規定を追加するもの。(第 42 条の 6 関係)

(2) 屋外催しに係る防火管理に関する規定の追加

(1)の指定催しを主催する者に対し、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って必要な業務を行わせなければならないこととするほか、当該計画の提出等に関する規定を追加するもの。

(第 42 条の 7 関係)

(3) 罰則に関する規定の整備

(2)の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとするほか、両罰規定に関する規定の整備を行うもの。

(第 49 条及び第 50 条関係)

(4) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規定の追加

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るほか、当該防火対象物の関係者にその旨を通知する規定を追加するもの。(第 47 条の 2 関係)

(5) その他

条例改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。(第 45 条関係)

3 施行期日

この条例は、次に定める日から施行する。

(1) 屋外催しの防火管理に関する改正、罰則に関する改正及び所要の規定の整備

平成 27 年 1 月 1 日

(2) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する改正

平成 27 年 4 月 1 日

4 経過措置

屋外催しの防火管理に関する規定は，施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては，適用しないものとする。

○福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 避難及び防火の管理等（第35条～第42条の5）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6章・第7章（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 避難及び防火の管理等（第35条～第42条の5）</u></p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の6・第42条の7）</u></p> <p>第6章・第7章（略）</p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（指定催しの指定）</u></p> <p><u>第42条の6 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならない。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</u></p> <p><u>（屋外催しに係る防火管理）</u></p> <p><u>第42条の7 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞な</u></p>	<p>・施行令改正に伴う目次の追加</p> <p>・施行令改正に伴う規定の追加</p>

旧	新	備考
<p>(新設)</p> <p>第49条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第50条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</p> <p>第47条の2 <u>消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p>2 <u>消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第42条の7第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者</u></p> <p>第50条 <u>法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</u></p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>	<p>・公表制度の開始に伴う規定の追加</p> <p>・施行令改正に伴う規定の追加</p> <p>・施行令改正に伴う規定の整備及び追加</p>

旧	新	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>目次の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第45条第7号の改正規定、第49条に1号を加える改正規定、第50条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 平成27年1月1日</u></p> <p>(2) <u>第47条の次に1条を加える改正規定 平成27年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の福岡市火災予防条例第5章の2の規定は、目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しについては、適用しない。</u></p>	

花火大会の警備業務中の事故による損害賠償額の 決定について

花火大会の警備業務中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

- 1 発生日時 平成 24 年 9 月 1 日（土曜日）午後 7 時 15 分頃
- 2 発生場所 福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 5 番 1 号付近 道路上
- 3 相手方の住所及び氏名
住所
氏名

(*) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

- 4 事故の概要 東消防団香椎分団所属の消防団員が、市内東区香椎浜ふ頭二丁目 5 番 1 号付近の道路上において、花火大会の警備業務に従事中、消防自動車を降りるため、運転席のドアを開けた際、当該ドアが当該車両の後方から歩いてきた相手方〇〇〇〇氏に接触したため、同人を転倒させて負傷させ、損害を与えたもの。
- 5 損害内容 仙骨（脊柱の下方にある三角形の骨で骨盤の中心）骨折
- 6 損害賠償額 2,647,035 円
- 7 過失割合 相手方：0 割 本 市：10 割
- 8 その他 損害賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額が直接支払われるため、市費の支出なし。

事故現場見取図

(*) 当該地図は著作権法上の規定により、掲載していません

現場詳細図

※交通規制 PM6:30～10:00 (歩行者専用)
事故当時の通行人は、まばらであった。

